

紹介元 あたほ環境機構(株) 古田周

稲本マシンツール工業(株)の愛樹マロン研究会
をご紹介します

稲本マシンツール工業(株) 愛樹マロン研究会

〒319-0209

茨城県笠間市泉2番地28

TEL : 0299-45-2085

E-MAIL : inamoto02@inamoto-mt.co.jpホームページ : <http://www.inamoto-mt.co.jp/>

本格的に
活動開始です



平成27年11月16日

剪定講習会参加者 各位殿

笠間市泉2番地28
あいきマロン株式会社
代表取締役 稲垣繁實

拝啓 晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、「愛樹マロン研究会」を立ち上げましたことお知らせ致します。平成22年3月より、稲本マシンツール工業株式会社の事業部として発足以来、クリ樹も成長し4回目の収穫を行いました。

弊社が平成23年に特許を取得した「栗の矮化^{ちひや}と結果母枝更新化方法」で作られたクリは甘くて大きな果実で、収量も10アール当たり約200kgとなりました。樹高が2mと低く脚立なしでも作業ができるため、高齢者や女性でも簡単にできます。

弊社はこの栽培法で作られた栗とその栗で作られた商品を地域資源として活用していきたいと思っております。

「愛樹マロン研究会会則」をお読みいただき、賛同頂ければ申込書に記入捺印のうえ、ご返送ください。なお、会員の講習会は1月中旬頃に予定しています。

敬 具

愛樹マロン研究会会則

(名称)

第1条 本会は、愛樹マロン研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所をあいきマロン株式会社（以下「あいきマロン（株）」という。）内（茨城県笠間市泉2番地28）に置く。

(目的)

第3条 本会は、笠間市とその周辺のクリ栽培者が連携して、「愛樹マロン」のブランド化と高品質果実の生産及び収量を増やすための改善や問題解決を図り、会員の収益増大と栗の矮化と結果母枝更新化方法（以下「本栽培」という）の普及を図ることを目的とする。

2 本栽培を通し自己の収益のみに走らず、地域発展のために貢献する人材をつくる。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 本栽培の普及に関すること
- (2) 品質の維持・向上と生産性の向上に関すること
- (3) 年1回「本栽培の剪定講習会」を開催する
- (4) 会員への本栽培に関する技術資料の提供
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し「愛樹マロン」のブランド化の普及に取り組む個人とする。

2 茨城県以外からの会員希望者は、会長の承認を受け会員になることができる。

3 会費は無料とする。

4 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得て加入できるものとする。

5 会員は、退会する場合は、本栽培を止め退会届を会長に提出しなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 技術顧問 1名

2 前項の会長はあいきマロン（株）代表取締役または代表取締役が選任する者、技術顧問は同社技術顧問または代表取締役が選任する者が、それぞれ、就く。

3 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

4 技術顧問は、本栽培の普及に関する技術的助言を行う。

5 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 総会は、原則として年1回会長が召集し会長が議長を務め、この会に重要なことを決める。

(事務局)

第8条 本会に事務局を設ける。

2 事務局員は、会長が任免する。

3 事務局は、本会の事務を行う。

(買上げ)

第9条 本会の会員が栽培した愛樹マロンは、あいきマロン(株)が全量買い上げる。(会員が別途販売する場合は、会長の許可を得るものとする)

2 愛樹マロンの買い上げ価格及び規格・品種別出荷方法については別途定める。

(罰則)

第10条 本会の会員が第9条の規定に違反して会長の許可を得ずに別途販売した場合。

- 2 本栽培以外の栗をあいきマロン(株)に買い上げさせた場合。
- 3 会員が勝手に会員以外に本栽培を教えた場合(特許侵害)。
- 4 会員が本栽培の耕作面積及び栽培本数を偽って申請した場合。

以上のような行為がなされた場合、会長は会員を退会させ特許侵害で提訴できる。

(その他)

第11条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(会則の改廃)

第12条 会則の改廃は、総会において決定する。

附則

(施行期日)

1 本会則は、平成27年11月1日から施行する。

(役員任期の特例)

2 研究会の設立当初の役員の任期は、第6条第5項の規定にかかわらず、選任された日から平成43年3月31日までとする。

入 会 申 込 書

私は「愛樹マロン研究会会則」を読み、理解及び賛同したので会員になります。

| 氏 名 | ◎ | 住 所 | |
|-------------|---|-----|----|
| 予定栽培地の場所(1) | | 面積 | 品種 |
| 予定栽培地の場所(2) | | 面積 | 品種 |
| 予定栽培地の場所(3) | | 面積 | 品種 |
| 備 考 | | | |

あたほがご紹介します

注1) 栽培地・栽培面積は「栗の矮化と結果母枝更新化方法」で栽培するものをいう

* 苗木希望者は早めに品種・本数をお知らせください。

入会申込書

私は「愛樹マロン研究会会則」を読み、理解及び賛同したので会員になります。

| 氏名 | ④ | 住所 | |
|-------------|---|----|----|
| | | 面積 | 品種 |
| 予定栽培地の場所(1) | | | 品種 |
| 予定栽培地の場所(2) | | | 品種 |
| 予定栽培地の場所(3) | | | 品種 |
| 備考 | | | |

注1) 栽培地・栽培面積は「栗の矮化と結果母枝更新化方法」で栽培するものをいう

* 苗木希望者は早めに品種・本数をお知らせください。